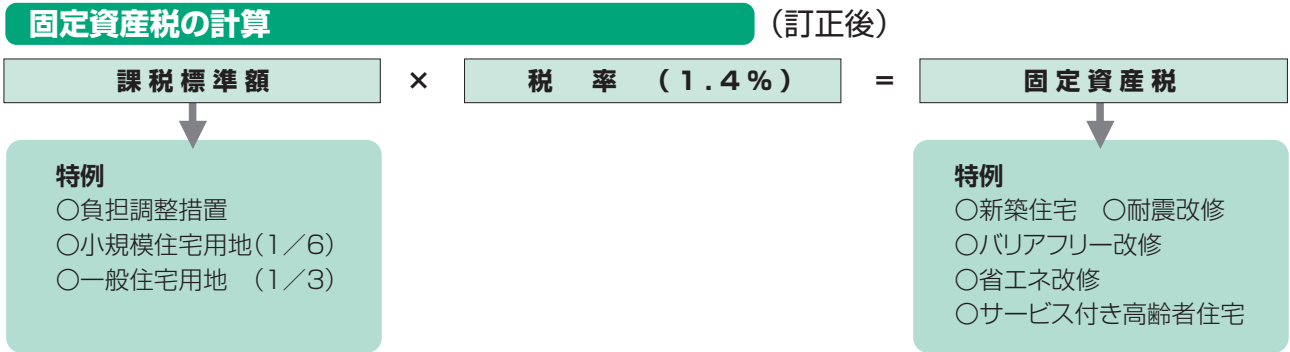


「平成30年度版 住宅と税金」に、記載ミスと印刷がずれている箇所がありました。ここにお詫びを申し上げますとともに訂正させていただきます。

38 ページの上段「固定資産税の計算」課税標準額の特例

- 負担調整措置 **誤** **正**
 ○小規模住宅用地 (1/3) → (1/6)
 ○一般住宅用地 (1/6) → (1/3)



(注)1.4%は標準税率です。

59 ページ 住宅取得資金の贈与税の非課税制度 下部「良質な住宅用家屋」表 最右列印刷ズレ

良質な住宅用家屋 (訂正後)

- ①省エネルギー対策等級4(平成27年4月以降は断熱等性能等級4)又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋
- ②一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋

非課税枠(一般の場合)

契約年	消費税率10%が適用される者		左記以外	
	一般の住宅	良質な住宅	一般の住宅	良質な住宅
平成27年			1,000万円	1,500万円
平成28年1月から平成32年3月			700万円	1,200万円
平成31年4月から平成32年3月	2,500万円	3,000万円	700万円	1,200万円
平成32年4月から平成33年3月	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円
平成33年4月から平成33年12月	700万円	1,200万円	300万円	800万円

非課税枠(東日本大震災の被災者の方)

契約年	消費税率10%が適用される者		左記以外	
	一般の住宅	良質な住宅	一般の住宅	良質な住宅
平成27年1月から平成31年3月			1,000万円	1,500万円
平成31年4月から平成32年3月	2,500万円	3,000万円		
平成32年4月から平成33年3月	1,000万円	1,500万円		